

平成26年9月清須市議会定例会会議録

平成26年9月1日、平成26年9月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	大塚祥之	2番	小崎進一
3番	飛永勝次	4番	野々部 享
5番	岡山克彦	6番	小崎 豊
7番	渡辺秀人	8番	林 真子
9番	住田元紀	10番	常川則雄
11番	加藤光則	12番	高橋哲生
13番	石田敏治	14番	八木勝之
15番	村瀬勝哉	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野 茂
19番	白井 章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	加藤 静 治
副 市 長	永 田 純 夫
教 育 長	齊 藤 孝 法
代 表 監 査 委 員	黒 川 了 一
企 画 部 長	葛 谷 賢 二

総務部長	柴田定男
市民環境部長	鷺見雅一
健康福祉部長	濱島治久
建設部長	川松來
会計管理者	松尾純夫
教育部長	櫻井広根
監査委員事務局長	水谷豊
総務部次長兼防災行政課長	大橋徳昭
市民環境部次長兼産業課長	寺井秀樹
健康福祉部次長兼子育て支援課長	林耕司
建設部次長兼上下水道課長	宮崎稔
人事秘書課長	加藤秀樹
企画政策課長	河口直彦
財政課長	平子幸夫
税務課長	間下伸一
収納課長	石塚美博
市民課長	星野薫雄
保険年金課長	石川定夫
生活環境課長	猪子公威
西枇杷島支所所長	岡島茂樹
清洲支所所長	後藤章夫
春日支所所長	服部森男
社会福祉課長	福田晃三
高齢福祉課長	河村義幸
健康推進課長	田中直子
土木課長	伊藤良雄
都市計画課長	石田隆
地域開発課長	加藤三章
新清洲駅周辺まちづくり課長	永渕貴徳

会 計 課 長	小 崎 秋 朗
学 校 教 育 課 長	浅 田 克 幸
生 涯 学 習 課 長	栗 本 和 宜
ス ポ ー ツ 課 長	前 田 剛 史
学校給食センター管理事務所長	加 藤 嘉 一

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	木 村 克 範
議会事務局議事調査課長	岩 花 竜 章
議事調査課課長補佐	葛 山 悟

6. 会議事件は次のとおりである

- 日程第 1 議席の一部変更について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 諸般の報告について
- 日程第 5 同意第 3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 同意第 4号 公平委員会委員の選任について
- 日程第 7 同意第 5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 8 同意第 6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 9 同意第 7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第10 推薦第 1号 清須市農業委員会委員の推薦について
- 日程第11 認定第 1号 平成25年度清須市一般会計決算認定について
- 日程第12 認定第 2号 平成25年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第13 認定第 3号 平成25年度清須市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第14 認定第 4号 平成25年度清須市下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第15 認定第 5号 平成25年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第16 認定第 6号 平成25年度清須市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

- 日程第 17 議案第 25 号 清須市職員の配偶者同行休業に関する条例案
- 日程第 18 議案第 26 号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例案
- 日程第 19 議案第 27 号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例案
- 日程第 20 議案第 28 号 清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例案
- 日程第 21 議案第 29 号 清須市税条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 22 議案第 30 号 清須市都市計画税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 23 議案第 31 号 清須市母子家庭等医療費支給条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 24 議案第 32 号 清須市母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 日程第 25 議案第 33 号 清須市就学指導委員会条例の一部を改正する条例案
- 日程第 26 議案第 34 号 工事請負契約（新川体育館始め 3 施設取壊し工事）の締結につ
いて
- 日程第 27 議案第 35 号 平成 26 年度清須市一般会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 28 議案第 36 号 平成 26 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
案
- 日程第 29 議案第 37 号 平成 26 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 30 議案第 38 号 平成 26 年度清須市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 31 議案第 39 号 平成 26 年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
案
- 日程第 32 発議第 2 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅
持及び拡充を求める意見書（案）
- 日程第 33 発議第 3 号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）
- 日程第 34 報告第 4 号 平成 25 年度清須市決算の健全化判断比率等について
- 日程第 35 報告第 5 号 尾張土地開発公社平成 25 年度決算に関する書類について

（ 傍聴者 2 人 ）

(時に午前 9時30分 開議)

議長 (伊藤 嘉起君)

おはようございます。

本日は、平成26年9月清須市議会定例会に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は22名であります。

これより本日の会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、議席の一部変更を行います。

このたび申し合わせにより議席番号に変更を要することから、議会規則第4条第3項の規定により、議席の一部変更を行います。

変更した議席はただいま着席のとおりであります。その変更のありました議席番号及び氏名を議会事務局から報告させます。

議会事務局長。

議会事務局長 (木村 克範君)

それでは、議席の一部変更のある議員のみ御報告いたします。

10番に常川則雄議員、10番の加藤光則議員が11番に変更となり、加藤議員以後の議員におかれましてはそれぞれ1番ずつ繰り下げる変更とするものでございます。

以上でございます。

議長 (伊藤 嘉起君)

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会規則第80条の規定により、9番住田元紀議員並びに10番常川則雄議員を指名いたします。

日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月26日までの26日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月26日までの26日間と決定いたします。

日程第4、諸般の報告をいたします。

議会閉会中の動向について報告いたします。

去る6月27日に選挙会が開かれ常川議員が当選されましたので、常川議員を福祉常任委員会及び特定構造物改築特別委員会に指名いたしましたので、報告をいたします。

また、そのほかの活動状況につきましてはお手元に配付してあります議員活動状況報告書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。この議員活動状況報告書の中で主なものにつきましては、去る7月14日に全国市議会社会文教委員会に議長が出席をいたしました。なお、資料及び内容については議会事務局に置いてありますので、御参照願いたいと思います。

また、7月29日に、豊明市において尾三十一市市議会議長協議会が開催され、尾三十一市議会の正副議長が出席し、意見交換を行ってまいりました。

また、8月5日の尾三十一市議会合同研修会については、まずは中止とさせていただきました。

また、8月6日に岡山市において全国議長会が、8月22日には豊山町において西春日井市町議長会が開催され、議長が出席いたしましたので報告をいたします。各議長会の資料につきましては事務局に保管してありますので、お願いいたします。

なお、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成26年5月分から7月分の例月出納検査の結果と同法第199条第7項及び第9項の規定により財政援助団体の監査結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、報告いたします。

また、給食センター建設等特別委員会は初期の目的を達したことから、8月1日の委員会をもって解散の運びとなりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。

これより議案の審議に入りますが、日程第5、同意第3号から日程第9、同意第7号まで及び日程第11、認定第1号から日程第31、議案第39号及び日程第34、報告第4号及び日程第35、報告第5号までを一括議題とし、日程第5、同意第3号から日程第9、同意第7号までの5案件については人事案件でございますので、委員会付託を省略し、提案理由の後、本日採決したいと思います。

また、日程第10、推薦第1号につきましては議会推薦によるものですので、委員会付託及び質

疑・討論を省略し、本日、簡易表決により採決を行いたいと思います。

そして日程第11、認定第1号から日程第16、認定第6号までの認定案件については代表監査委員から監査結果及び所見の報告を受けた後、担当部長より内容の説明を受けたいと思います。

日程第17、議案第25号から日程第31、議案第39号までの15議案については担当部長から内容の説明を受けたいと思います。

日程第32、発議第2号及び日程第33、発議第3号の意見書案については提出者から提案内容の説明を受けたいと思います。

日程第34、報告第4号及び日程第35、報告第5号につきましては報告案件ですので、委員会付託を省略し、担当部長より内容説明を受けた後、本日、質疑を受けたいと思います。

なお、日程第26、議案第34号については、本日、質疑・討論を受け、採決をすることで議会運営委員会において決定をいたしております。

なお、日程第11、認定第1号から日程第31、議案第39号までの議案第34号を除く20議案、20案件及び日程第32、発議第2号と日程第33、発議第3号につきましては、本日は提案理由及び内容説明を受けるのみで散会し、質疑のある方は9月3日正午までに発言通告書を提出していただき、9月8日の本会議において質疑を行った後、各常任委員会に審査を付託したいと思います。

以上のような進め方でございますが、これに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げた方法で行うことに決定をいたします。

日程第5、同意第3号から日程第9、同意第7号及び日程第11、認定第1号から日程第31、議案第39号及び日程第34、報告第4号及び日程第35、報告第5号までを一括議題といたします。

加藤市長より一括して提案理由の説明を求めます。

説明は発言席でお願いいたします。加藤市長。

< 市長 (加藤 静治君) 登壇 >

市長 (加藤 静治君)

本日は、平成26年9月清須市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位にお

かれましては、御多忙にもかかわらず御出席を賜りました。心からお礼を申し上げます。

本日、定例会に提案いたしました案件は、教育委員会委員の任命同意 1 件、公平委員会委員並びに固定資産評価審査委員の選任同意 4 件、平成 25 年度清須市一般会計決算認定を始めとする決算認定 6 件、清須市職員の配偶者同行休業に関する条例案など、新規条例案 4 件、清須市税条例等の一部を改正する条例案など一部改正条例案 5 件、工事請負契約の締結 1 件、平成 26 年度清須市一般会計補正予算案を始めとする補正予算案 5 件、さらには、平成 25 年度清須市決算の健全化判断比率等、報告が 2 件でございます。

なお、同意第 3 号から第 7 号まで、議案第 34 号及び報告 2 件につきましては、本日、御賛同を賜りたいと存じます。

それでは、各案件について、順次、提案理由を説明いたします。

同意第 3 号 教育委員会委員の任命につきましては、後藤小百合さんを任期満了に伴い、再び任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。後藤小百合さんの経歴は、同意案の裏面に掲載をいたしました。よろしく願いいたします。

同意第 4 号 公平委員会委員の選任につきましては、渡邊俊司さんを新たに公平委員会委員に選任するため、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。渡邊俊司さんの経歴は、同意案の裏面に掲載をいたしました。よろしく願いいたします。

同意第 5 号及び第 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、山ノ内英雄さん及び山田芳和さんを任期満了に伴い再び選任するため、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。それぞれの方の経歴は同意案の裏面に掲載をいたしました。よろしく願いいたします。

同意第 7 号 固定資産評価審査委員の選任につきましては、河村年美さんを新たに固定資産評価審査委員会委員に選任するため、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。河村年美さんの経歴は同意案の裏面に掲載をいたしました。よろしく願いいたします。

認定第 1 号 平成 25 年度清須市一般会計決算認定について、決算の内容を説明いたします。

平成 25 年度予算に計上いたしました事業は、議員各位を始め市民の皆様の御協力をいただき、当初の目的を達成することができました。また、監査委員の決算審査も無事に終了いたしました。深く感謝を申し上げる次第でございます。

一般会計の決算額は、歳入総額が225億8千199万260円、歳出総額は216億6千521万199円、実質収支額は8億7千100万6千円でありました。

歳入の根幹であります市税は、景気回復による企業収益の改善も見られる中、前年度の収入額を上回ることができました。納税者各位の御理解と努力の賜物と深くお礼を申し上げます。

地方交付税につきましては、普通地方交付税の17億9千848万1千円、特別交付税で3億519万1千円を確保することになりました。

市債につきましては、臨時財政対策債8億円を始め学校給食センター整備事業債や中学校整備事業債などにより15億4千810万円を借り入れました。

歳出の主な内容を申し上げます。

全ての小中学校において、屋内運動場、非構造部材の耐震点検調査を行ったほか、保育園及び小中学校でトイレの改修工事を行い、洋式化が全て完了するなど、子供が健やかに育つ環境づくりを大きく前進させることができました。

また、この8月に開所いたしました新学校給食センターの建設や平成28年度中の供用開始に向けた本庁舎増改築の基本設計など、合併以来の課題となっております公共施設の整理統合を進めるとともに、市民の皆様の利便性向上のため、コンビニエンスストアでの納税が可能となるようシステムを構築し、この4月から運用を開始したところでございます。

さらに、市発展の基礎となる下水道整備事業や都市公園整備事業などの都市インフラの整備につきましても、限られた予算の中で予定どおり進めることができました。今後もさまざまな行政ニーズの対応が求められる一方で、社会保障関係費を始めとする義務的経費の増加などにより、厳しい財政運営が続くことが予測されます。議員各位を始め関係各位の御理解と御支援を賜りつつ努力をしてまいり所存でございます。

認定第2号 平成25年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について、決算の内容について説明をいたします。

国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額が70億1千104万5千370円、歳出総額65億1千79万5千706円、実質収支額が5億24万9千円でありました。財源のもととなります国民健康保険税は、前年度を若干上回る13億7千820万7千375円を確保したものの、今後も厳しい運営が続くものと思われまます。被保険者の方々の御理解と御協力をいただきながら保険税の徴収に努める所存でございます。

引き続き、医療費の抑制、疾病予防、保健の向上のため特定健康診査、特定保健指導などの疾

病予防やレセプト点検などによる医療費適正化対策を実施するなど、国民健康保険特別会計の健全な運営に努めてまいります。

認定第3号 平成25年度清須市介護保険特別会計決算認定について、決算の内容を説明いたします。

介護保険特別会計の決算額は、歳入総額37億5千437万6千700円、歳出総額36億6千294万9千850円、実質収支額9千142万6千円でありました。サービス利用者の増加等により保険給付費は増加しております。介護が必要な状態になっても自宅や介護保険施設へ安心して暮らすことができ、家族の介護負担を軽減することができるよう、保険制度の趣旨に沿い健全な運営に努めてまいります。

認定第4号 平成25年度清須市下水道事業特別会計決算認定について、決算の内容を説明いたします。

下水道事業特別会計の決算額は、歳入総額29億7千300万6千829円、歳出総額27億2千915万3千601円、実質収支額2億3千435万5千円でありました。汚水事業については、公共下水道事業基本計画に基づき実施設計及び面整備管渠布設工事を実施するとともに、雨水事業については浸水被害の解消を図るため、ポンプ場及び雨水管渠を計画的に整備いたしました。

認定第5号 平成25年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について、決算の内容を説明いたします。

後期高齢者医療特別会計の決算は、歳入総額11億3千631万1千290円、歳出総額11億3千217万2千998円、実質収支額413万8千円でありました。財源のもととなります後期高齢者医療保険料は、前年度を若干上回る5億8千383万2千600円でありました。医療制度の趣旨に沿い、高齢期における医療の確保を図るため広域連合により適切な医療の給付を行い、今後の保険の向上及び高齢者の福祉の推進に努めてまいります。

認定第6号 平成25年度清須市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、決算の内容をいたします。

収入につきましては、給水収益や受託工事収益など、収益的収入が2億525万8千893円、給配水工事負担金など資本的収入が1千780万1千94円でありました。支出では、原水及び浄化費などの収益的支出は1億8千298万3千374円、配水設備工事費などの資本的支出は9千543万7千922円でありました。

議案第 25 号 清須市職員の配偶者同行休業に関する条例案については、地方公務員法の一部改正により創設された配偶者同行休業制度を導入するため、配偶者同行休業の運用に関し必要な事項を定めるための条例制定でございます。

議案第 26 号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるための条例制定でございます。

議案第 27 号 清須市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案につきましては、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるための条例制定でございます。

議案第 28 号 清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるための条例制定でございます。

議案第 29 号 清須市税条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、法人税割の税率の見直し等を行うための一部改正でございます。

議案第 30 号 清須市都市計画税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、規定を整理するための一部改正でございます。

議案第 31 号 清須市母子家庭等医療費支給条例等の一部を改正する条例案につきましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理するための一部改正でございます。

議案第 32 号 清須市母子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例案につきましては、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、規定を整備するための一部改正でございます。

議案第 33 号 清須市就学指導委員会条例の一部を改正する条例案につきましては、障害児に対する就学後の一貫した支援についても助言を行うことができるようにするための一部改正でございます。

議案第 34 号 工事請負契約の締結につきましては、総合評価落札方式特別簡易型一部競争入札により落札した鈴木工業株式会社と工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第 35 号 平成 26 年度清須市一般会計補正予算（第 1 号）案について、提案内容を説明いたします。

平成25年度決算の剰余金、特別会計繰入金及び普通交付税などによる財源をもとに財政調整基金からの繰り入れを取りやめるとともに、今後の財政需要を考慮し、特定目的基金等に7億2千万円余を積み立てることといたしました。

また、平成26年10月に定期接種化される水痘、成人用肺炎球菌ワクチンの予防接種の実施に係る経費を追加するとともに、本庁舎整備費や生活道路費など、当初予算編成後の情勢変化に対応するため所要の補正をいたしました。

補正額は8億8千350万7千円を追加し、予算の総額は237億250万7千円となります。

議案第36号 平成26年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案につきまして、提案内容を説明いたします。

平成25年度決算の剰余金を財源に過年度の国庫支出金等を精算し、一般会計へ3億9千204万9千円を繰り出すことにいたしました。

補正額は4億8千24万9千円を追加し、予算の総額は69億3千498万7千円となります。

議案第37号 平成26年度清須市介護保険特別会計補正予算（第1号）案につきまして、提案内容を説明いたします。

平成25年度決算の剰余金等を財源に過年度の国庫支出金等を精算し、一般会計へ2千631万1千円を繰り出すことにしました。

補正額は1億389万4千円を追加し、予算の総額は41億7千255万8千円となります。

議案第38号 平成26年度清須市下水道事業特別会計補正予算（第1号）案について、提案内容を説明いたします。

平成25年度決算の剰余金等を財源に一般会計へ2億3千200万9千円を繰り出すとともに、西清洲ポンプ場主管部の詳細設計等に係る所要額を追加することといたしました。

補正額は2億4千238万8千円を追加し、予算の総額は36億4千35万5千円となります。

議案第39号 平成26年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案について、提案内容を説明いたします。

平成25年度決算の剰余金等を財源に一般会計へ413万7千円を繰り出すとともに、過年度療養給付費負担金等を精算することにしました。

補正額は1千622万5千円を追加し、予算の総額は12億5千701万7千円となります。

報告第4号 平成25年度清須市決算の健全化判断比率等について、提案内容を説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成25年度清須市決算の健全化判断比率及び資金不足比率に監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

本市における一般会計等の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標によって判断される健全化判断比率と水道事業会計等の資金不足比率は、いずれも早期の健全化が求められる基準を下回っております。

報告第5号 尾張土地開発公社平成25年度決算に関する書類について、提案内容を説明いたします。

地方自治法の規定により、尾張土地開発公社の経営状況について議会に報告するものでございます。収益的収入は1億4千14万132円、収益的支出は1億4千544万484円、資本的収入及び資本的支出はともに2億9千330万9千378円でございます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせますので、十分なる御審議の上、御賛同を賜りますことをお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

よろしく願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

続きまして、日程第5、同意第3号 教育委員会委員の任命について採決に入ります。

賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございました。起立全員であります。

よって、本案は原案どおり任命同意することに決定をいたしました。

日程第6、同意第4号 公平委員会委員の選任について採決に入ります。

賛成の方の起立をお願いいたします。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり選任同意することに決定いたしました。

日程第7、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について採決に入ります。

賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございました。起立全員であります。

よって、原案は選任同意することに決定いたしました。

日程第8、同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について採決に入ります。

賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり選任同意することに決定しました。

日程第9、同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について採決に入ります。

賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございました。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり選任同意することに決定いたしました。

日程第10、推薦第1号 清須市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

農業委員会の委員の任期につきましては、平成26年9月30日に満了となりますが、学識経験者の委員3人については議会推薦となっております。

お諮りいたします。

議会運営委員会において推薦の方法については議長において指名することに決定をしております。

これに御異議ございませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

異議ないものと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

議会推薦の農業委員は3名とし、大橋 浩氏、浅井尊弘氏、星野 満氏、以上の方を推薦したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は、大橋 浩氏、浅井尊弘氏、星野 満氏、以上の方を推薦することに決定をいたしました。

続きまして 黒川代表監査委員より、認定第1号から認定第6号まで決算認定に係る監査結果及び所見についての報告を求めます。

報告は発言席でお願いいたします。

清須市代表監査委員 (黒川 了一君)

ただいま議長より指名のありました代表監査委員の黒川了一であります。

先般、地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項の規定及び公営企業法第30条第2項の規定に基づき市長より審査に付されました平成25年度清須市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の審査結果につきまして、監査委員を代表し、意見を述べさせていただきます。

決算審査における総括的な意見を記載しておりますが、清須市決算審査意見書に沿って意見を申し上げます。

去る6月2日から8月13日まで平成25年度水道事業会計決算、7月1日から8月13日まで平成25年度清須市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び各基金運用状況を住田元紀監査委員とともに審査いたしました。

初めに、平成25年度清須市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見についてであります。

1 ページ下段をごらんください。

第4、審査の結果につきましては、平成25年度清須市一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の決算及び基金の運用はいずれも適正でありました。

2 ページをごらんください。

平成25年度清須市一般会計及び特別会計を合わせた歳入決算総額は約374億5千672万円、歳出決算総額は約357億28万円、歳入歳出差引額約17億5千644万円でありました。

前年度に比べ歳入は約19億7千586万円増加し、歳出は約13億2千548万円の増加となっています。また、実質収支額は歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源約5千527万円を控除して約17億117万円となっており、前年度に比べ7億2千298万円増加しております。

3ページをごらんください。財政分析についてであります。

主要な財政分析指標は財政力指数0.95、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は89.0%で、前年度に比べ0.5ポイント上昇しています。実質収支比率は5.7%、次ページの自主財源比率は63.7%となっております。下段にあります将来にわたる財政負担の地方債につきましては、平成25年度中に臨時財政対策など24億6千360万円を借り入れ、元金約17億944万円を償還し、平成25年度末現在高は約261億947万円であります。

5ページをごらんください。一般会計の総括であります。

歳入決算額は約225億8千199万円、歳出決算額は約216億6千521万円で、前年度に比べ歳入は約6億5千617万円、歳出は約4億2千429万円増加しています。また、実質収支額は、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源約4千577万円を控除して約8億7千100万円となっております。前年度に比べ約3億232万円増加しています。

次に、6ページをごらんください。歳入の款別の決算状況であります。

予算現額に対する収入率は100.5%、調定額に対する収入率は94.9%でありました。

次に、7ページをごらんください。

歳入決算額は前年度に比べ6億5千617万円の増加となっております。款別の構成比では、市税が51.6%、国庫支出金が10.1%、地方交付税が9.3%となっております。また、前年度と比較し額が増加している主なものは、繰入金、市税や国庫支出金などであり、一方、減少している主なものは、地方交付税や県支出金などであり、

8ページをお願いします。

市税を始めとする自主財源は約143億7千331万円で、前年度に比べ約4億6千769万円増加しています。自主財源は前年度に比べ3.4%増加しています。自主財源のうち市税が81.0%を占めています。

9ページをごらんください。

歳出決算額は約216億6千521万円、予算現額は約224億7千632万円で、執行率は96.4%となり、翌年度繰越額を差し引いた不用額は約3億9千600万円となっております。

また、各節の主な不用額と理由につきましては、46ページから49ページに記載をしております。

10ページをごらんください。

歳出決算額は前年度に比べ約4億2千429万円増加しており、款別の構成比を見ると民生費が39.7%と最も高く、次いで教育費15.2%、総務費10.3%となっています。また、前年度と比べ額が増加したものは民生費や教育費などであり、一方、減少した主なものは総務費や農林水産業費、労働費などであり、

次に、11ページをごらんください。

性質別経費の構成比率については、義務的経費42.4%、投資的経費10.6%、その他の経費が47.0%で、このうち物件費が22.1%を占めています。前年度と比較すると繰出金、扶助費や物件費などの額が増加する一方、積立金、補助費等は減少しています。

特別会計の状況につきましては33ページから、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計ごとに歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差引額等について記載してあります。

41ページからは公有財産、有価証券などの財産について、決算年度中の増減高及び決算年度末の現在高について記載してあります。

43ページをごらんください。基金の運用状況についてであります。

決算年度中の増減高については、積立額は約4億4千724万円、取り崩し額は約5億4千741万円で、決算年度末現在高は約54億9千943万円となっており、前年度末決算現在高に比べ約1億17万円減少しています。

次に、まとめとして記載してございます。

消費税増税前の駆け込み需要の反動もあり、消費の落ち込みも見られましたが、最近は回復傾向にあり、この地方の雇用情勢も回復の兆しを見せています。

一方、中東諸国の情勢不安による原材料価格の上昇が景気回復を遅らせる懸念も出てきています。

合併以来、公共施設の統廃合を推し進めていますが、依然、公共下水道事業などのインフラ整備のための財源不足を基金の取り崩しや赤字地方債に頼らなければならない状況にあり、より一層の効率的な財政運営が望まれます。

最後に、審査を通じ特に留意されたい点は次のとおりであります。

景気回復による市税の増加も見込まれるものの、今後も厳しい状況が予想されます。市税のコンビニ収納を可能にするための準備や愛知県東尾張地方税滞納整理機構の活用など、収納努力された結果、全体で前年度の収納率を上回っており、引き続き税収の確保に努められるように望みます。

市民の利便性の向上や防災力の強化のため、合併以来の懸案であった本庁舎の構築のための基本設計の着手や新学校給食センターの建設など、公共施設の統廃合も進められています。今後は子育て環境整備のための幼稚園、保育園の統廃合も計画されていますので、安定した行財政運営のために財源を確保しながら、今後もさらなる行政改革を推進し、財政運営の効率化と健全財政の維持に努め、市民の利便性、福祉の増進にも十分配慮した市政運営を望みます。

次に、水道事業会計決算審査についてであります。

50ページ中段をごらんください。

第4、審査の結果につきましては、決算書類及び決算附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、経営成績及び財政状況を適正に表示していると認められました。

初めに、業務実績であります。平成26年3月31日現在の給水人口は7千969人で、給水区域内年度末人口に対する普及率は99.8%となっています。

51ページをごらんください。次に、予算の執行状況であります。

収益的収入の水道事業収益決算額は約2億525万円で、予算額に対し99%の収入率でした。また、収益的支出の水道事業費用決算額は約1億8千298万円で、予算額に対し96.9%の執行率でありました。

資本的収入決算額は約1千780万円、資本的支出決算額は約9千543万円で、資本的支出額の総額約7千763万円は、過年度分消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金より補填されています。

次に、53ページをごらんください。経営収支の状況についてであります。

本年度の経営収支は、総収益約1億9千558万円から総費用約1億7千470万円を差し引いた額約2千87万円の純利益となっています。

なお、詳細につきましては、56ページの資料1、損益計算書構成比率表のとおりであります。

4の財政状況についてであります。

資産は約18億8千370万円で、流動資産のうち未収金は約3千539万円になっています。

次に、負債資本についてであります。負債資本の構成費は、負債が1.2%、資本は98.

8%となっています。

なお、詳細につきましては、58ページの資料2、貸借対照表構成比率表のとおりであります。

以上が、平成25年度水道事業会計決算書類及び附属書類を審査した結果の概要であります。今後の事業経営に当たりましては、節水意識の高まりや給水戸数の急激な増加が見込めない状況の中、引き続き、水道料金の収納確保、経費節減など効率的な企業経営に取り組み、配水可能な復旧化や耐震化への対応を含め、安全で良質な水の安定供給に努められることを望みます。

以上をもちまして、平成25年度清須市一般会計・特別会計及び水道事業会計の決算審査の意見といたします。

議長（伊藤 嘉起君）

監査結果及び所見の報告が終わりましたので、ここで黒川代表監査委員の退室を許可いたします。

< 代表監査委員（黒川 一君）退室 >

議長（伊藤 嘉起君）

日程第11、認定第1号 平成25年度清須市一般会計決算認定について、総務部長より内容の説明を求めます。

柴田総務部長。

< 総務部長（柴田 定男君）登壇 >

総務部長（柴田 定男君）

総務部長の柴田でございます。よろしくお願いをいたします。

平成26年9月清須市議会定例会提出案件の1ページをお願いいたします。

認定第1号

平成25年度清須市一般会計決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度清須市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

平成26年9月1日提出

清須市長 加藤静治

平成25年度一般会計決算は、別冊の平成25年度清須市歳入歳出決算書のどおりでございます。その主な内容を御説明いたします。

平成25年度清須市歳入歳出決算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

第1款市税は、予算現額115億2千97万円に対し収入済額は116億4千484万5千145円で、予算現額を1億2千387万5千145円上回りました。不納欠損額は1億2千163万388円で、現年度分の徴収率は98.73%でした。

第2款地方譲与税から第10款交通安全対策特別交付金のうち第9款地方交付税は、普通交付税17億9千848万1千円、特別交付税3億519万1千円でした。

第11款分担金及び負担金は、老人保護措置費負担金480万6千471円と保育料2億8千447万580円により収入済額は2億8千927万7千51円でした。

第12款使用料及び手数料は、公共施設の使用料を始め道路占用料3千980万8千45円、清掃手数料1億2千478万2千510円などにより収入済額は2億8千576万8千496円でした。

4ページをお願いいたします。

第13款国庫支出金は、児童手当負担金9億1千816万円を始め、生活保護費負担金5億4千768万2千円などにより、収入済額は22億7千292万6千375円でした。

第14款県支出金は、児童手当負担金1億9千22万5千166円を始め、福祉医療費支給事業補助金1億7千621万9千円などにより、収入済額は11億3千456万8千617円でした。

第15款財産収入は、不動産売払収入5千824万2千321円などにより、収入済額は7千371万3千899円でした。

第16款寄附金の収入済額は1千840万円でした。

第17款繰入金は、国民健康保険特別会計を始めとする特別会計繰入金2億5千773万725円、義務教育施設整備基金を始めとする基金繰入金は5億3千279万5千円で、収入済額は7億9千52万5千725円でした。

第18款繰入金の収入済額は6億8千490万1千374円でした。

第19款諸収入は、学校給食費2億4千369万2千100円などにより、収入済額は5億8千588万1千578円でした。

第20款市債は、中学校整備事業債や学校給食センター整備事業債などにより15億4千810万円を借り入れました。

歳入合計の収入済額は225億8千199万260円でございます。

続いて、歳出でございます。

6ページをごらんください。

第1款議会費は、議会運営費や政務活動費など支出済額は2億7千440万3千211円でした。

第2款総務費は、基金管理費3億6千838万5千866円、電算管理費2億697万8千630円などにより、支出済額は22億3千611万1千120円でした。

第3款民生費は、障害者や高齢者の方などの社会福祉費47億2千615万2千516円、保育園や児童館など子供が健やかに育つための環境づくりのための児童福祉費31億4千175万1千857円、生活保護費7億3千736万2千848円などにより、支出済額は86億535万7千528円、このうち国民健康保険特別会計を始めとする特別会計繰出金は23億4千751万2千348円でした。

第4款衛生費は、予防接種費、がん検診費、妊婦・乳児等健康診査費などの保健衛生費5億5千399万6千266円、ごみ収集処理費などの清掃費14億3千913万1千184円などにより支出済額は20億41万4千450円でした。

第5款労働費は、緊急雇用創出事業基金事業費などにより支出済額は3千254万1千297円でした。

第6款農林水産業費は、食育推進費を始め農業振興費、土地改良費などにより支出済額は2億505万3千647円でした。

第7款商工費は、中小企業者への金融対策事業や祭り事業費補助金などにより、支出済額は2億8千923万3千282円でした。

第8款土木費は、生活道路整備を始めとする道路橋梁費4億5千995万6千576円や公園整備及び土地区画整理事業などの都市計画費13億4千108万4千17円などにより、支出済額は20億9千106万6千282円で、このうち下水道事業特別会計への繰出金は6億3千199万7千円でした。

8ページをお願いいたします。

第9款消防費は、西春日井広域事務組合消防負担金、消防団費、災害対策費などで、支出済額は7億9千456万円6千372円でした。

第10款教育費は、小学校費、中学校費、社会教育費、新学校給食センター整備費を含む保健体育費など、支出済額は32億8千729万2千720円でした。

第11款公債費の支出済額は18億4千917万290円でした。

なお、年度末の地方債残高は169億6千657万3千361円で、そのうち合併特例債は27億9千176万8千474円でした。

歳出合計の支出済額は216億6千521万199円で、歳入歳出差引残高は9億1千678万61円となりました。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

ここで10時45分まで休憩といたします。

（ 時に午前10時29分 休憩 ）

（ 時に午前10時45分 再開 ）

議長（伊藤 嘉起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、認定第2号 平成25年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

鷺見市民環境部長。

< 市民環境部長（鷺見 雅一君）登壇 >

市民環境部長（鷺見 雅一君）

市民環境部長の鷺見でございます。

提出案件の2ページを朗読いたします。

認定第2号

平成25年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度清須市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

平成26年9月1日提出

清須市長 加藤静治

決算の主な内容を説明いたします。

別冊の平成25年度清須市歳入歳出決算書の100ページ、101ページをごらんください。

歳入につきましては、第1款国民健康保険税は収入済額13億7千820万7千375円でございます。現年度課税分の徴収率は91.25で、前年の0.25%プラス、さらに滞納繰越

分の徴収率は7.73%で、前年の1.72%プラス、不納欠損額は1億3千486万4千358円、収入未済額は5億9千764万6千330円でした。

第2款国庫支出金は、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金及び財政調整交付金の分で、収入済額14億5千533万5千961円。

第3款療養給付費交付金は、収入済額4億2千474万2千951円。

第4款前期高齢者交付金は、収入済額12億1千144万1千593円。

第5款県支出金は高額医療費共同事業負担金等財政調整交付金の分で、収入済額は3億6千4万7千36円でした。

第6款共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金の分で、収入済額は6億5千809万377円。

第8款繰入金の収入済額は12億6千210万3千円。

第9款繰越金の収入済額は2億5千27万5千236円。

第10諸収入につきましては雑入等で、収入済額は1千80万1千824円となり、歳入合計は70億1千104万5千370円です。

続きまして、102ページ、103ページをごらんください。

歳出の主な内容を説明いたします。

第1款総務費は、総務管理費、運営協議会費などにより支出済額は5千367万1千71円でした。

第2款保険給付費につきましては、療養諸費及び高額療養費のいわゆる医療費分や出産育児一時金などで、支出済額は42億5千935万4千818円でした。1人当たりの医療給付費は24万2千960円となりました。

第3款後期高齢者支援金等の支出済額は9億1千636万260円。

続いて、第6款介護納付金は、介護保険第2号被保険者の介護保険の負担分で、支出済額は3億8千932万4千649円。

第7款共同事業拠出金は、高額医療費共同事業や保険財政共同安定化事業の財源となるもので、支出済額は5億9千166万6千576円でした。

第8款保健事業費は、特定健康審査等事業費、保険事業費の分で支出済額は4千872万7千433円。

第11款諸支出金は、償還金及び還付加算金、繰出金の分で、支出済額は2億5千722千

276円でした。

104ページをらんください。

歳出合計は65億1千79万5千706円、歳入歳出の差し引き残額は5億24万9千664円です。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第13、認定第3号 平成25年度清須市介護保険特別会計決算認定について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

濱島健康福祉部長。

< 健康福祉部長（濱島 治久君）登壇 >

健康福祉部長（濱島 治久君）

健康福祉部長の濱島でございます。よろしくお願いをいたします。

提出案件の3ページをらんください。

認定第3号

平成25年度清須市介護保険特別会計決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度清須市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

平成26年9月1日提出

清須市長 加藤静治

それでは、平成25年度清須市歳入歳出決算書の130ページ、131ページをらんください。

まず、歳入について御説明をいたします。

第1款介護保険料は第1号被保険者の保険料で、収入済額8億7千168万1千508円、不納欠損額882万4千200円、収入未済額2千736万2千792円でした。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は国の介護給付費負担金で、収入済額5億9千533万7千789円。

第2項国庫補助金は、国からの調整交付金、地域支援事業交付金、介護保険事業費補助金で、収入済額1億210万5千400円。

第3款支払基金交付金、収入済額9億8千814万7千円で、2号被保険者分の介護給付費交

付金でございます。

第4款県支出金、第1項県補助金は県の介護給付費負担金の分で、収入済額5億476万円。

第2項県補助金は地域支援事業交付金の分で、収入済額688万1千19円でございます。

第5款は基金利子でございます。

第6款繰入金は一般会計繰入金で、収入済額5億5千418万9千901円。

第7款繰越金は前年度繰越金で、収入済額1億3千99万8千7円などの収入で、歳入合計37億5千437万6千70円でございます。

次に、歳出の132、133ページをごらんください。

第1款総務費、支出済額8千111万8千320円で、第1項総務管理費から第4項趣旨普及費まで、職員の人件費、一般管理費、介護保険認定審査会委員報酬などの分でございます。

第2款保険給付費は、第1項介護サービス等費から第4項特定入所者介護サービス費までの各種介護サービスに係る給付費で、支出済額34億109万3千818円。

第3款地域支援事業費は介護予防事業及び地域包括支援センター等の支出で、支出済額3千948万9千418円。

第5款基金積立金は介護給付費準備基金積立金で、支出済額7千885万9千355円。

第6款諸支出金は、第1項の償還金及び還付金として第1号被保険者保険料還付金と国及び県への償還金。

第2項繰出金は一般会計繰出金で、支出済額6千238万8千939円。

歳出合計36億6千294万9千850円で、歳入歳出差引残高は9千142万6千220円でございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第14、認定第4号 平成25年度清須市下水道事業特別会計決算認定について、建設部長より内容の説明を求めます。

川松建設部長。

< 建設部長（川松 来君）登壇 >

建設部長（川松 来君）

建設部長の川松でございます。よろしくお願いをいたします。

提出案件の4ページをお願いいたします。

認定第4号

平成25年度清須市下水道事業特別会計決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度清須市下水道事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

平成26年9月1日提出

清須市長 加藤静治

決算書の152ページ、153ページをお開きください。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金は受益者負担金で、収入済額3億8千53万5千960円となりました。

2款使用料及び手数料は下水道使用料で、1項使用料、収入済額1千59万669円となりました。

3款国庫支出金は公共下水道の雨水・汚水整備の国庫補助金で、収入済額8億9千569万1千825円でございます。

4款繰入金是一般会計からの繰入金で、収入済額6億3千199万7千円でございます。

5款繰越金は前年度繰越金等で、収入済額3千433万1千464円でございます。

6款諸収入、1項受託事業収入は芳野ポンプ場建設に伴う流域下水道樋管分の受託で、収入済額3千8万9千213円でございます。

3項雑入は消費税及び地方消費税還付金等、収入済額7千359万4千698円でございます。

7款市債は、収入済額9億1千550万円で、公共下水道事業債及び流域下水道事業債でございます。

歳入合計、収入済額29億7千300万6千829円でございます。

154ページ、155ページをお開きください。

歳出でございます。

1款総務費は下水道事務費等維持管理で、支出済額1億7千766万9千882円でございます。

2款下水道建設費、支出済額23億2千116万9千492円につきましては、汚水事業として25年度に約40haを整備いたしました。また、雨水事業といたしまして、堀江・豊田川のポンプ場の長寿命化、芳野ポンプ場の建設工事を進めてまいりました。

3款公債費、支出済額2億1千676万3千227円は償還金利子等でございます。

4 款諸支出金、支出済額 1 千 3 5 5 万 1 千円は一般会計繰出金でございます。

5 款予備費はございませんでした。

歳出合計、支出済額 2 7 億 2 千 9 1 5 万 3 千 6 0 1 円となりました。歳入歳出差引残高 2 億 4 千 3 8 5 万 3 千 2 2 8 円でございます。

以上で、説明を終わります。

議 長（伊藤 嘉起君）

日程第 1 5、認定第 5 号 平成 2 5 年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

鷺見市民環境部長。

< 市民環境部長（鷺見 雅一君）登壇 >

市民環境部長（鷺見 雅一君）

市民環境部長の鷺見でございます。

提出案件の 5 ページを朗読いたします。

認定第 5 号

平成 2 5 年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 5 年度清須市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

平成 2 6 年 9 月 1 日提出

清須市長 加藤静治

決算の主な内容について説明いたします。

別冊の決算書 1 6 8 ページ、1 6 9 ページをごらんください。

歳入につきましては、第 1 款後期高齢者医療保険料は収入済額 5 億 8 千 3 8 3 万 2 千 6 0 0 円で、現年度課税分の徴収率は 9 9 . 2 5、前年度プラス 0 . 0 5 %、さらに滞納繰越分の徴収率は 1 4 . 8 6 %で、前年度マイナス 2 . 2 2 %、不納欠損額は 3 3 9 万 1 千 5 0 0 円、収入未済額は 8 4 3 万 4 千 1 0 0 円となりました。

第 2 款繰入金は一般会計からの繰入金で、収入済額は 5 億 4 千 5 8 4 万 4 千 3 4 8 円、第 3 款繰越金の収入済額は 5 5 6 万 1 千 3 8 9 円、第 4 款諸収入の収入済額は 1 0 7 万 2 千 9 5 3 円で、収入合計は 1 1 億 3 千 6 3 1 万 1 千 2 9 0 円でございます。

続きまして、1 7 0 ページ、1 7 1 ページをごらんください。

歳出の主な内容を説明いたします。

第1款総務費は総務管理費等徴収費の分で、支出済額は723万6千132円、第2款後期高齢者医療広域連合納付金は医療保険料等負担金と療養給付等負担金の分で、支出済額は11億1千830万3千266円でした。被保険者数は6千942人で、前年と比較いたしますとプラスの2.9%、197人の増加となり、療養給付費、療養費、高額療養費の保険給付費は58億9千352万7千659円で、前年と比較しますとプラスの8.4%で、4億5千830万1千371円の増加となりました。

第3款諸支出金の支出済額は663万3千600円で、歳出合計は11億3千217万2千998円で、歳入歳出差し引き残額は413万8千292円でした。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第16、認定第6号 平成25年度清須市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、建設部長より内容の説明を求めます。

川松建設部長。

< 建設部長（川松 来君）登壇 >

建設部長（川松 来君）

建設部長の川松でございます。

提出案件の6ページをお開きください。

認定第6号

平成25年度清須市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成25年度清須市水道事業会計決算に伴う剰余金を別冊平成25年度清須市水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定により、平成25年度清須市水道事業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

平成26年9月1日提出

清須市長 加藤静治

別冊の平成25年度清須市水道事業会計決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。

平成25年度清須市水道事業決算報告書でございます。

1. 収益的収入及び支出でございます。

収益的収入につきましては水道料金等の水道事業収益で、決算額2億525万8千893円となりました。収益的支出につきましては県水受水費用など、決算額で1億8千298万3千374円となりました。

4ページ、5ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

資本的収入につきましては給配水工事負担金で、決算額1千780万1千94円となりました。

次に、資本的支出は決算額9千543万7千922円となりました。主なものは、配水管布設工事費であります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額7千763万6千828円は、過年度分消費税資本的収支調整額116万3千862円と過年度分損益勘定留保資金7千647万2千966円で補填しております。

次に、6ページ、損益計算書をごらんください。

このページ以降では消費税抜きの表示となっております。営業収支につきましては、営業収益1億9千523万1千604円で、営業費用1億5千415万4千763円で、差し引き4千107万6千841円の営業利益となっております。

営業外収支につきましては1千930万8千385円の損失が生じておりますので、差し引き2千176万8千456円の経常利益となっております。当年度の純利益は2千87万4千427円となっております。前年度の繰越利益剰余金2千623万5千138円と合わせ、当年度未処分利益剰余金は4千710万9千565円となったものでございます。

続きまして、8ページ、剰余金処分計算書をお願いいたします。

利益剰余金につきましては、建設改良積立金に4千600万円を積み立て、水道管の耐震化に努めてまいります。翌年度繰越利益剰余金は110万9千565円になります。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第17、議案第25号 清須市職員の配偶者同行休業に関する条例案について、企画部長より内容の説明を求めます。

葛谷企画部長。

< 企画部長（葛谷 賢二君）登壇 >

企画部長（葛谷 賢二君）

企画部長の葛谷でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、平成26年9月清須市議会定例会提出案件の8ページをお願いいたします。

議案第25号

清須市職員の配偶者同行休業に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年9月1日提出

清須市長 加藤静治

提案理由でございます。

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正により創設された配偶者同行休業制度を導入するため、配偶者同行休業の運用に関し必要な事項を定める必要があるからでございます。

9ページをお願いいたします。

この条例の主な内容を御説明いたします。

第1条は、この条例の趣旨、第2条は、在職期間が2年以上の職員が配偶者同行休業の申請をした場合、公務の運営に支障がないと認めるとき勤務成績を考慮した上で承認すること、第3条は、同行休業の期間は3年を越えない範囲内の期間とすること、第4条は、配偶者が6カ月以上継続して外国に滞在する事由についてを規定しております。

10ページをお願いいたします。

第5条では、同行休業をしようとする期間の初日及び末日と滞在事由を明らかにしての申請についてを、第6条は、3年を越えない範囲での期間延長について、それぞれ規定しております。

11ページをお願いいたします。

第9条では、配偶者同行休業があった場合の代替職員について、第10条では、復帰後の給与調整について規定をしております。

12ページをお願いいたします。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以下の附則につきましては、この条例の施行に当たり改正が必要となります各条例についての規定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第18、議案第26号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案から日程第20、議案第28号 清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について一括し、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

濱島健康福祉部長。

< 健康福祉部長（濱島 治久君）登壇 >

健康福祉部長（濱島 治久君）

健康福祉部長の濱島でございます。

それでは、提出案件の14ページをお願いいたします。

議案第26号

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案

上記の議案を提出する。

平成26年9月1日提出

清須市長 加藤静治

提案理由。

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要があるからです。

平成27年4月から、子ども・子育て支援に関する新制度が実施される予定でございます。本案は、この新制度において新たに市に認可事業とされる家庭的保育事業等の基準を定めるものでございます。

内容につきましては、家庭的保育小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育のそれぞれの施設に必要な面積、職員の配置、食事に関することなど、最低限必要な基準を定めております。なお基準につきましては、基本的には国が定める基準と同様となっております。

それでは、15ページをお願いします。

主な内容を御説明いたします。

まず、第1条 趣旨、児童福祉法第36条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準を定めるものでございます。

第3条で、最低基準の目的を規定し、1枚はねていただきまして、第6条から22ページの第

22条までで家庭的保育事業者等の行う一般原則や業務全般の内容を規定しております。

22ページの中段、第2章 家庭的保育事業でございます。

第23条で設備の基準、第24条で職員の配置について規定をしたものでございます。

1枚めくっていただきます。24ページをお願いします。

第3章 小規模保育所。

第28条 小規模保育事業の区分としては、小規模保育事業A型、B型、C型の3区分がございます。この3類型は規模的にはA型が最も大きく、C型が小さく、B型はその中間型でございます。

それでは、第29条をお願いします。小規模保育事業A型の設備の基準を。

27ページをお願いします。27ページ、第30条は、保育士の数などを定めております。

下段になります。3節は、小規模保育事業B型で、次のページ、第32条で職員の配置などを定めています。施設基準はA型と同様で、職員配置では配置割合は同様ですが、保育士の有資格者は2分の1以上と緩和をされております。

30ページをお願いします。

第4章 居宅訪問型保育事業でございます。住みなれた居宅で1対1を基本とし、きめ細かな保育を実施する事業の基準等を定めております。

第38条 事業の内容についての基準、第40条では職員についての規定をしております。

右の31ページをお願いします。

第5章 事業所内保育事業でございます。

この事業は、市として従業員の子供のほか、地域で保育を必要とする子供にも保育を定められた人数に対して提供する事業を規定しております。

第43条から36ページの第49条までで、利用定員の設定、設備の基準、職員の配置等を規定しております。

37ページ。

附則

(施行期日) この条例は、児童福祉法の委任を受けて基準を定めるものであるため、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日の日から施行されるものでございます。

第2項以降は食事の提供など、それぞれの項目に5年の経過措置を設けています。

続きまして、40ページをお願いします。

議案第27号

清須市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案

上記の議案を提出する。

平成26年9月1日提出

清須市長 加藤静治

提案理由。

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要があるからです。

教育・保育施設や事業所が新制度における認定こども園、幼稚園、保育園に対する施設型給付及び家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育に対する地域型保育給付費の対象となるためには市が確認をすることとされており、本案はその基準を定めるものでございます。

内容につきましては、国の定める基準のとおり規定をしております。

それでは、41ページ、お願いします。

第1条で趣旨の規定でございます。

第3条で一般内容の規定をしております。

1枚はねていただきまして、第2章 特定教育保育施設の運営に関する基準でございます。

第4条で利用定員に関する基準を定めており、同条第2項で対象施設として認定こども園、幼稚園、保育所としております。

特定教育・保育施設とは、具体的には、市町村長が施設型給付の支給に係る施設として確認する教育・保育施設を言い、施設型給付を受けずに従来からの私学助成を受ける施設は含まれていないものでございます。

43ページ、第2節運営に関する基準でございます。

第5条では、支給認定保護者に対する説明、重要事項文書を交付、利用の同意を得ることなどを定めております。

1枚はねていただきます。

第6条で不当な理由のない提供拒否の禁止等が規定をされております。

右のページ、第8条は、受給資格等の確認についての規定でございます。

2枚はねていただきまして、48ページをお願いします。

第15条で特定教育・保育の取り扱い方針を規定しております。

次に、4枚はねていただきます。56ページをお願いします。

第3章で特定地域型保育事業の運営に関する基準を規定しております。家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型事業及び事業所内保育事業の運営に関する基準を定めたものでございます。

第37条は利用定員に関する基準を、第39条は特定教育・保育と同様に、正当な理由のない提供拒否の禁止を定めております。

次に、2枚はねていただきまして、61ページをお願いします。

第44条で特定地域型保育の取り扱い方針を規定しております。

2枚はねていただきまして、64ページをお願いします。

附則として、この条例は、子ども・子育て支援法の委任を受けて基準を定めているものでございますので、同法の施行の日から施行するものでございます。

また、特定保育所について、当分の間、委託費の支払いとすることともに、施設型給付費等小規模保育事業C型の利用定員及び連携施設の確保に関する経過措置を設けております。

次に、68ページをお願いいたします。

議案第28号

清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案

上記の議案を提出する。

平成26年9月1日提出

清須市長 加藤静治

提案理由

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるからです。

右の69ページをお願いします。

第1条で趣旨でございます。

第2条は、最低基準の目的、第3条が、最低基準の向上について規定をしております。

第5条は、一般原則が規定されており、ここでは先ほど申し上げました小学校に就学している児童となっております。

次に、1枚はねていただきまして、右のページ、71ページをお願いします。

第9条で、設備の基準として専用区画の面積を児童1人につき、おおむね1.65㎡としております。

第10条で職員の配置基準を規定しております。支援員の数は支援の単位ごとに2人としております。

次に、1枚はねていただき、72ページをお願いします。

第4項では、支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とすることとしております。

次に、1枚はねていただき、74ページをお願いします。

第18条では、開所時間及び日数の内容を規定しております。夏休みなどは8時間、開校時は3時間となっております。

右のページ、附則。

この条例は、児童福祉法の委任を受けて基準を定めるものであるため、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものでございます。また、放課後児童支援員の資格に関し、経過措置を設けております。

なお、ただいまの3つの条例の施行日は、平成27年4月1日を予定しております。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

ここでお昼の休憩に入ります。

再開は、13時を予定いたします。

（ 時に午前11時32分 休憩 ）

（ 時に午後 1時00分 再開 ）

議長（伊藤 嘉起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21、議案第29号 清須市税条例等の一部を改正する条例案及び日程第22、議案第30号 清須市都市計画税条例の一部を改正する条例案について、総務部長より内容の説明を求

めます。

柴田総務部長。

< 総務部長（柴田 定男君）登壇 >

総務部長（柴田 定男君）

総務部長の柴田でございます。

それでは、平成26年9月清須市議会定例会提出案件の76ページをお願いいたします。

議案第29号

清須市税条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年9月1日提出

清須市長 加藤静治

提案理由を申し上げます。

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、法人税割の税率の見直し等を行う必要があるからです。

77ページをお願いいたします。

主な内容を御説明いたします。

第1条は、清須市税条例の一部改正です。

第34条の4は、法人市民税の法人税割の標準税率を100分の12.3から100分の9.7に引き下げるものです。

第82条は、軽自動車税の税率を自動車税との均衡を図るため改正するものでございます。

原動機付自転車等の税率を最低2千円とし、その他を現行の約1.5倍に引き上げ、平成27年度以降に新規取得される三輪以上の軽自動車の新車の税率を自家用乗用車は現行の1.5倍、その他は現行の約1.25倍に引き上げるものでございます。

78ページをお願いいたします。

附則第16条の改正は、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車に約20%の重課税率を導入するものでございます。

79ページをお願いいたします。

附則第22条は法人税割の税率の特例で、超過課税の税率を100分の14.7から100分の12.1に引き下げるものでございます。

第2条及び第3条は、平成22年及び平成25年の清須市税条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。この一部改正条例の施行期日より前に引用する法律の改正が行われたため、今回、一部改正条例の一部を改正するものでございます。そのほか地方税法等の一部改正に伴い、認容条項等の改正を行ったものでございます。

附則

この条例は、公布の日などから施行するものでございます。

続いて、84ページをお願いいたします。

議案第30号

清須市都市計画税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年9月1日提出

清須市長 加藤静治

提案理由を申し上げます。

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるからでございます。

85ページをお願いいたします。

内容といたしましては、地方税法が一部改正されたため、引用条項の改正をするものでございます。

附則

この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第23、議案第31号 清須市母子家庭等医療費支給条例等の一部を改正する条例案及び日程第24、議案第32号 清須市母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

鷺見市民環境部長。

< 市民環境部長（鷺見 雅一君）登壇 >

市民環境部長（鷺見 雅一君）

市民環境部長の鷺見でございます。

提出案件の 86 ページを朗読いたします。

議案第 31 号

清須市母子家庭等医療費支給条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 26 年 9 月 1 日提出

清須市長 加藤静治

提案理由

この案を提出するのは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるからです。

主な改正内容を説明いたします。

87 ページをごらんください。

上段の清須市母子家庭等医療費支給条例の一部改正では、第 2 条の受給資格者の適用除外規定を明確化するため、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律で定める支援給付を受けている者を第 3 号として追加し、さらに、附則の第 4 項において、法律の改正で経過措置により支援給付を受ける者を適用除外とする規定を設けるものです。

また、下段の清須市障害者医療費支給条例と 88 ページ、上段の清須市精神障害者医療費支給条例についてもそれぞれ同様の改正を行うものでございます。

施行期日は、平成 26 年 10 月 1 日でございます。

続いて、提出案件の 90 ページを朗読いたします。

議案第 32 号

清須市母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 26 年 9 月 1 日提出

清須市長 加藤静治

提案理由

この案を提出するのは、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるからです。

主な改正内容を説明いたします。

91ページをごらんください。

国においては、父子家庭への明確な位置づけをするため、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、諸規定が改正されました。これを踏まえ、条例の名称を「清須市母子・父子家庭医療費支給条例」に改めるとともに、条例中の「母子家庭等医療費」を「母子・父子家庭医療費」と改めるなど所要の改正を行い、あわせて附則において、清須市子ども医療費支給条例及び清須市精神障害者医療費支給条例の引用規定を改正するものでございます。

施行期日は、平成26年10月1日でございます。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第25、議案第33号 清須市就学指導委員会条例の一部を改正する条例案及び日程第26、議案第34号 工事請負契約（新川体育館始め3施設取壊し工事）の締結について、教育部長より内容の説明を求めます。

櫻井教育部長。

< 教育部長（櫻井 広根君）登壇 >

教育部長（櫻井 広根君）

教育部長、櫻井でございます。

それでは、清須市議会定例会提出案件の92ページをお願いいたします。

議案第33号

清須市就学指導委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年9月1日提出

清須市長 加藤静治

提案理由

この案を提出するのは、障害児に対する就学後の一貫した支援についても助言を行うことができるようにするため、規定を整備する必要があるからです。

93ページをごらんください。改正の内容でございます。

まず、題名を清須市教育支援委員会条例に改めるものでございます。

こちらの文言の中で「就学指導」と今まで言っておりましたが、「就学後教育支援」、就学後も引き続き助言を行うことができるために改正するものでございます。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、94ページをごらんください。

議案第34号

工事請負契約（新川体育館始め3施設取壊し工事）の締結について

下記のとおり工事契約を締結するものとする。

平成26年9月1日提出

清須市長 加藤静治

記

契約の目的：新川体育館始め3施設取壊し工事、契約の方法：総合評価落札方式特別簡易型一般競争入札、契約の金額：1億7千172万円、契約の相手方：名古屋市中区丸の内1丁目9番7号、鈴木工業株式会社、代表取締役 鈴木康仁、契約の期間：着工、契約の日の翌日から、完成が平成27年3月15日でございます。

それでは、95ページをお願いいたします。

工事入札結果報告

工事名は新川体育館始め3施設取壊し工事でございます。

工事場所が清須市須ヶ口地内、工事の内容が新川体育館及び附属施設に係る取壊し工事一式と新川ふれあいセンター及び附属施設に係る取壊し工事一式、新川学校給食センター及び附属施設に係る取壊し工事一式の3施設でございます。

開札の日時：平成26年8月6日、請負業者は鈴木工業株式会社でございます。入札の金額1億5千900万円でございます。消費税込みで1億7千172万円でございます。工期につきましては平成27年3月31日まで、備考として、入札参加者4社でございます。

それぞれの事業所名、評価値、入札金額でございます。こちらのほうは評価値が鈴木工業が1.51から、株式会社守谷商会1.436までの評価値でございます。こちらは入札の金額、こちらのほうの入札に係る率、予定価格に係る率と評価点、企業の技術力だとか配置の技術者の能力だとか、地域貢献の加算点をもとにして算出して、評価値が一番高いところが入札業者として決定をさせていただく内容でございます。

続きまして、96ページ。次のページをごらんいただきたいと思います。

工事概要の説明になっております。ちょっと字が小さいですが、左側に3施設のそれぞれの工

事の名称、面積だとか、いつ建設されたという内容でございます。

その下にスケジュール、7月11日に入札の広告をし、8月4日、5日に入札、8月6日に開札をして、8月7日に仮契約を結んでおります。この9月議会の議決後に本契約を締結する予定でございます。

工期でございますが、平成27年3月15日は新川体育館、一番ボリュームのあるところで、ふれあいセンターと学校給食センターは平成27年1月31日までの工期の予定でございます。

右側の図面を見ていただきますと、それぞれ3つの施設、斜線で囲ったところが3つの施設の解体工事の範囲の概要でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第26、議案第34号 工事請負契約（新川体育館始め3施設取壊し工事）の締結については、本日採決をすることが決定しております。

これより質疑・討論を受けますが、議員の質疑及び当局の答弁は挙手をし、議長の許可を得てから自席で議席番号と名前、役職名を述べてからそれぞれ行ってください。また、討論につきましては、挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

それでは、質疑のある議員の挙手を求めます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

議席番号11番、加藤光則です。

今、議題となりました34号議案について質問させていただきます。

これは今日即決ということで、今、提案されたわけですがけれども、たしか公示がされたのが7月11日で、それで落札されたのが8月6日ということで、この間いろいろ庁舎建設の特別委員会等も開かれて、最終、この議会前でいえば8月8日に行われておったと思うわけですがけれども、今後、体育館を壊してどんどん新庁舎増築に向けて建設が進むわけですがけれども、こういう即決となると、なかなか額も大きな額でありまして、きちっとしたもう少し時間を置いたような論議が必要と思うわけですがけれども、これはスケジュールも決まっておったわけですが、この議会に出し方というかですね、まず、当局はどういうふう考えておるのか質問します。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

櫻井教育部長。

教育部長（櫻井 広根君）

教育部長の櫻井でございます。

本日提案をして御審議をいただくということでお願いしてございますけれども、その主だった理由というのが、工期の関係でどうしてもこの工事、次の全体計画がございますので、年度末に終了させたいということで、御無理を言っておる状況でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

スケジュール表とかいただいておりますので、それはわかりますけれども、額も額ですので、私は、まず、これはきちっとした委員会付託なりして論議を持ったほうがいいということを申し上げておきます。

それからですね、この間、庁舎建設委員会の中でもこの解体工事について議員の中からさまざまな御意見が出されておって、そういったものも努力されてこういう形になったと思うわけですが、1つは、予算の中で新川体育館解体についてはスポーツ課、学校給食センターについては学校給食センター、新川ふれあいセンターについては社会福祉課、こういう形で予算化されておったんですけれども、その辺の説明が今なかったわけですが、どういうふうにやられたんでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

教育部長（櫻井 広根君）

教育部長、櫻井です。

予算を組み立てるとき11月に予算の締め切りになっております。そのときはそれぞれの関係部署で積算を積み上げて解体に臨むということで予算計上をさせていたところです。その後、庁舎建設関係のそれぞれの打ち合わせだとか、今年の2月に特別委員会だとかいうところで議論をいただいております。その間におきまして全体のこちらのほうの解体等新しく建設する計画の中で、今、解体を計画しているところは雨水貯留槽を延長するというんですかね、代替の場所と、それとほとんどが駐車場ということで、当初予算を組み立てるところでは別々でしたけれども、そ

の一体として取り組んだほうがいいんじゃないかと。それと、一体に入札等契約したほうが関係の管理経費等も少なくなるんじゃないかということで、教育部のほうが体育館、給食センターを持っておりましたので、一番ボリュームがあるということで、1本としてまとめさせて今回提案させていただいたという状況です。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

そういう建設委員会の中でも御意見が議員のほうからも出たと思うんですね。当初の予算で見ると、それぞれがこの解体工事の請負費、積算されておったわけですけども、工事費の請負費だけでも3つ合わせると、たしか当時3億7千500万円ぐらいの額が出されておったわけですよ。今回こういうことになったわけですよ。ですから、今後いろんな形で、庁舎建設も今日配られた広報の中に43億円というばくっとした額が書かれて、皆さんのお宅に広報等も配られておりますので、こういう論議をやはり私、きちんと議会もチェック役でいろいろ意見も述べさせていただいて、そういう中でこういういい結果を生み出していくことは私、今後も大事だと思っておりますので、しっかり論議する場をですね、スケジュールも立てられておると思うわけですけども、きちっとしていただくということを私はお願いしておきたいと思っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

ほかに質疑のある議員、おみえになりませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に反対討論のある方は挙手をお願いします。

（ 「なし」 の声あり ）

続きまして、賛成討論のある方、挙手をお願いいたします。

（ 「なし」 の声あり ）

ないようですので、これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第34号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございました。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第35号 平成26年度清須市一般会計補正予算（第1号）案について、総務部長より内容の説明を求めます。

柴田総務部長。

< 総務部長（柴田 定男君）登壇 >

総務部長（柴田 定男君）

総務部長の柴田でございます。

それでは、平成26年度一般会計・特別会計補正予算及び説明の1ページをお願いいたします。

議案第35号

平成26年度清須市一般会計補正予算（第1号）

平成26年度清須市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億8千350万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ237億250万7千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月1日提出

清須市長 加藤静治

それでは、2ページをお願いいたします。

歳入の主な内容を御説明いたします。

本年度の普通交付税の確定を受け、第8款地方特例交付金は13万4千円、第9款地方交付税は4億9千805万1千円を増額いたしました。

第12款使用料及び手数料は、水の交流ステーション使用料53万7千円を追加しました。

第13款国庫支出金は、社会保障税番号制度システム整備に係る補助金1千581万9千円、国が補正予算で措置した「がんばる地域交付金」436万円により2千17万9千円を追加いたしました。

第14款県支出金は、愛知県からの委託を受けた道德教育の抜本的改善、充実に係る支援事業委託金20万4千円を追加いたしました。

第16款寄附金は、社会福祉と教育への指定寄附金40万円を追加いたしました。

第17款繰入金は、国民健康保険特別会計繰入金3億9千204万6千円を始めとする特別会計からの繰入金で、6億5千450万3千円を増額するほか、財政調整基金の繰入金の繰り入れを取りやめることにより9億6千150万7千円を減額いたします。

第18款繰越金は、平成25年度の決算額確定により6億7千100万6千円を追加いたしました。

次に、歳出の主な内容を御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

第2款総務費は、本庁舎増築に関連する雨水貯留施設の整備等2千600万円、庁舎等整備基金への積立金3億円を始めとする基金の積立金7億2千142万5千円、法人市民税の還付金等4千万円により7億8千742万5千円を追加いたしました。

第3款民生費は、後期高齢者医療特別会計の過年度精算等に必要な繰出金1千208万8千円を追加いたしました。

第4款衛生費は、定期接種化される水痘、高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種の実施に係る経費2千815万4千円を追加いたしました。

第8款土木費は、生活道路整備費1千820万円、船舩橋改修事業負担金1千650万円、下水道事業特別会計繰出金803万4千円など、4千413万6千円を追加いたしました。

第9款消防費は、防火水槽の撤去に係る費用として1千120万円を追加いたしました。

第10款教育費は、特色ある学校づくり費20万4千円、指定寄附金に対する小学校教育振興費30万円により50万4千円を追加いたしました。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第28、議案第36号 平成26年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

鷺見市民環境部長。

< 市民環境部長（鷺見 雅一君）登壇 >

市民環境部長（鷺見 雅一君）

市民環境部長の驚見でございます。

補正予算及び説明の 21 ページを朗読いたします。

議案第 36 号

平成 26 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 26 年度清須市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 8 千 2 4 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 9 億 3 千 4 9 8 万 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 9 月 1 日提出

清須市長 加藤静治

22 ページをごらんください。

歳入の内容を説明いたします。

第 9 款繰越金は平成 25 年度決算によるもので、補正額は 4 億 8 千 2 4 万 9 千円の増額でございます。

23 ページをごらんください。

歳出の内容を説明します。

第 11 款諸支出金は、25 年度国庫支出金及び療養給付費交付金の精算による償還金 8 千 8 2 0 万 3 千円と一般会計への繰出金 3 億 9 千 2 0 4 万 6 千円で、補正額は 4 億 8 千 2 4 万 9 千円の増額でございます。

以上で、説明を終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第 29、議案第 37 号 平成 26 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）案について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

濱島健康福祉部長。

< 健康福祉部長（濱島 治久君）登壇 >

健康福祉部長（濱島 治久君）

健康福祉部長の濱島でございます。よろしく申し上げます。

それでは、補正予算及び説明の 33 ページをごらんください。

議案第 37 号

平成 26 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 26 年度清須市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3 8 9 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 1 億 7 千 2 5 5 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 9 月 1 日提出

清須市長 加藤静治

34 ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、第 2 款国庫支出金につきましては、過年度分の介護保険給付費負担金等の確定に伴い 2 5 3 万 4 千円の増額補正、第 3 款支払基金交付金、補正額 7 0 0 万 4 千円の増、その下、第 4 款県支出金、補正額 2 9 3 万 1 千円の増額についても同様に過年度分の確定に伴うものでございます。

第 7 款繰越金、補正額 9 千 1 4 2 万 5 千円で、前年度決算に伴う繰越金の分でございます。

35 ページ、歳出でございます。

5 款基金積立金、補正額 7 千 2 0 5 万円の増、介護給付費準備基金積立金でございます。

第 6 款諸支出金、第 1 項償還金及び還付金、補正額 5 5 3 万 3 千円の増、支払基金への償還金でございます。

第 2 項繰出金、補正額 2 千 6 3 1 万 1 千円の増、一般会計繰入金の精算分でございます。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

日程第 30、議案第 38 号 平成 26 年度清須市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）案について、建設部長より内容の説明を求めます。

川松建設部長。

< 建設部長（川松 來君）登壇 >

建設部長（川松 來君）

建設部長の川松でございます。

補正予算及び説明の45ページをお開きください。

議案第38号

平成26年度清須市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度清須市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4千238万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億4千35万5千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月1日提出

清須市長 加藤静治

46ページ、47ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

4款繰入金は、事業精算により補正額は803万4千円の増、5款繰越金は、補正額2億3千435万4千円の増、前年度の繰越金を精算する補正でございます。

歳出でございます。

2款下水道建設費は、西清洲ポンプ場の樋管整備及び下水道第3排水区雨水幹線整備に係る業務委託費1千37万9千円の増額補正であります。

4款諸支出金、1項繰出金、補正額2億3千200万9千円の増額については前年度決算に伴う補正で、一般会計に繰り出しするものでございます。

以上、説明を終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第31、議案第39号 平成26年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

鷺見市民環境部長。

< 市民環境部長（鷺見 雅一君）登壇 >

市民環境部長（鷺見 雅一君）

市民環境部長の驚見でございます。

補正予算及び説明の５７ページを朗読いたします。

議案第３９号

平成２６年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

平成２６年度清須市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１千６２２万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億５千７０１万７千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２６年９月１日提出

清須市長 加藤静治

５８ページをごらんください。

歳入を説明いたします。

第２款繰入金の補正額は１千２０８万８千円の増額で、一般会計からの繰り入れでございます。

第３款繰越金は平成２５年度決算によるもので、補正額は４１３万７千円の増額でございます。

５９ページをごらんください。

歳出を説明します。

第２款後期高齢者医療広域連合納付金は、療養給付費負担金の精算金９８７万８千円と保険料等負担金の精算金２２１万円で、補正額は１千２０８万８千円の増額でございます。

第３款諸支出金は一般会計への繰出金で、補正額は４１３万７千円の増額でございます。

以上で、説明を終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第３２、発議第２号 定数改善計画の早期策定実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者であります村瀬議員より提案理由及びその内容の説明を求めます。

村瀬議員。

< １５番議員（村瀬勝哉君）登壇 >

15番議員（村瀬 勝哉君）

議席15番、村瀬勝哉でございます。

発議第2号

定数改善計画の早期策定、実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

このことについて別紙のとおり意見書を提出するものとする。

平成26年9月1日

提出者 清須市議会議員 村瀬勝哉

賛成者 清須市議会議員 天野武藏、同・成田義之、同・浅井泰三、同・白井 章、同・久野茂、同・八木勝之、同・石田敏治、同・高橋哲生、同・加藤光則、同・常川則雄、同・住田元紀、同・林 真子、同・渡辺秀人、同・小崎 豊、同・岡山克彦、同・野々部 享、同・飛永勝次、同・小崎進一、同・大塚祥之、同・伊藤嘉起、同・岸本洋美。

では、内容について説明いたします。

定数改善計画の早期策定、実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことはすべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では、子どもたちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた子どもたちを取り巻く教育環境は依然として克服されていないまま、また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、1人1人に応じた適切な支援を行うために十分な時間が確保できないなど、課題にも直面している。

昨年度、文部科学省概算要求において、7年間で2万4千人の定数改善を目指しつつ、工程が示されたものの、少人数学級のさらなる推進のためには十分な改善案ではなかった。さらに政府予算においては、この改善案も見送られ、実際には、いじめの問題への対応や特別支援教育の充実など個別の教育課程に対応するための定数改善のみにとどまったことから、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては不十分なものであると言わざるを得ない。

少人数学級は地域、保護者からも1人1人の子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれている。山積みする課題に対応し、全ての子どもたちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定、実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費負担制度の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等

と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の1つである。

よって、貴職においては、平成27年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年〇月〇日

内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣宛

愛知県清須市議会

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第33、発議第3号 手話言語法制定を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者であります白井議員より提案理由及びその内容説明を求めます。

説明は発言席でお願いいたします。

白井議員。

19番議員（白井 章君）

議席19番、白井 章です。

意見書案の内容について説明をさせていただきます。

発議第3号

手話言語法制定を求める意見書（案）

このことについて別紙のとおり意見書を提出するものとする。

平成26年9月1日

提出者 清須市議会議員 白井 章

賛成者 清須市議会議員 天野武藏、同・成田義之、同・浅井泰三、同・久野 茂、同・村瀬勝哉、同・八木勝之、同・石田敏治、同・高橋哲生、同・加藤光則、同・常川則雄、同・住田元紀、同・林 真子、同・渡辺秀人、同・小崎 豊、同・岡山克彦、同・野々部 享、同・飛永勝次、同・小崎進一、同・大塚祥之、同・伊藤嘉起、同・岸本洋美。

はねていただきまして、意見書（案）を朗読し、提案理由の説明とさせていただきます。

手話言語法制定を求める意見書（案）

手話とは、日本語を音声でなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及・研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年〇月〇日

愛知県清須市議会

内閣総理大臣 宛

以上でございます。

議員各位におかれましては、慎重に御審議の上、御賛同いただきますようお願いいたしまして説明を終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第34、報告第4号 平成25年度清須市決算の健全化判断比率等について及び日程第35、報告第5号 尾張土地開発公社平成25年度決算に関する書類について、総務部長より一

括して内容の説明を求めます。

柴田総務部長。

< 総務部長（柴田 定男君）登壇 >

総務部長（柴田 定男君）

総務部長の柴田でございます。

それでは、平成26年9月清須市議会定例会提出案件の98ページをお願いいたします。

報告第4号

平成25年度清須市決算の健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、当該決算の健全化判断比率及び資金不足比率に監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告する。

平成26年9月1日提出

清須市長 加藤静治

それでは、平成25年度清須市決算の健全化判断比率の内容を御報告いたします。

99ページをお願いいたします。

実質赤字比率と連結実質赤字比率は一般会計及び特別会計決算の実質収支が黒字であるため、比率は表示されません。また、実質公債比率は2.8%で、早期健全化基準を下回っており、将来負担比率については、現時点で想定される将来負担額の財源が確保されていますので、比率は表示されません。

100ページをお願いいたします。

監査委員の平成25年度清須市健全化判断比率審査意見書です。

総合意見といたしまして、書類はいずれも適正に作成しているものと認められるという結果でございました。

続いて、102ページをお願いいたします。

平成25年度清須市決算の資金不足比率でございます。

水道事業会計及び下水道事業特別会計決算は資金不足となっていないため、比率は表示されません。

103ページをお願いいたします。

監査委員の平成25年度清須市資金不足比率審査意見書でございます。

総合意見といたしまして、書類はいずれも適正に作成しているものと認められるという結果でござ

いました。

続いて、104ページをお願いいたします。

報告第5号

尾張土地開発公社平成25年度決算に関する書類について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、尾張土地開発公社の平成25年度決算に関する書類を別冊のとおり提出する。

平成26年9月1日提出

清須市長 加藤静治

それでは、尾張土地開発公社の平成25年度決算の内容を御報告いたします。

別冊にございます平成25年度尾張土地開発公社決算書の4ページをごらんください。

1. 収益的収入及び支出でございます。

収入が1億4千314万132円、支出が1億4千544万484円でございます。

(2) 資本的収入及び支出でございます。

収入及び支出とも2億9千330万9千378円となっております。

以上で、報告を終わります。

議長 (伊藤 嘉起君)

日程第34、報告第4号及び日程第35、報告第5号につきましては報告案件ですので、委員会付託を省略し、本日、質疑を受けることが決定しております。

これから質疑を受けますが、質疑及び当局の答弁は申し合わせ事項の規定により、議長の許可を得てから自席で行っていただきます。

なお、挙手をした順番に質疑を行います。議長番号と名前、役職名を述べてからそれぞれ行ってください。

初めに、報告第4号について、質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

ないようですので、質疑を終了いたします。

次に、報告第5号について、質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

ないようですので、質疑を終了いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

早朝より大変御苦労さまでございました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

(時に午後 1時54分 散会)